平成２２年（フ）第４３８号
金沢市糸田２丁目14番地　レオパレス糸田橋北302号室、住民票上の住所金沢市長田本町チ15番地
債務者　樫村　浩行
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４８８号
岐阜市光町１丁目32番地１、従前の住所岐阜市西鶉２丁目15番地３
債務者　黒下　友資
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５１８号
岐阜県各務原市那加琴が丘町１丁目12番地シャトーラトゥールＡ105
債務者　前田　隆雄
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１７３１号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟923号
債務者　永岡有規子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４８７号
愛知県清須市清洲2596番地
債務者　重本　俊彦
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４８８号
愛知県清須市清洲2596番地
債務者　重本　則子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６５２号
愛知県小牧市大字入鹿出新田807番地１　レジデンスアイ101号
債務者　宇野　英治
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６６９号
名古屋市北区清水５丁目19番18号　ヒラノマンション306号
債務者　下村　郁雄（旧姓室賀）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０６号
兵庫県加古川市加古川町中津24番地の９、従前の住所兵庫県加古川市尾上町今福225番地の１アドバンス栄203号
債務者　池内　香南（旧姓浦崎）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６５５号
兵庫県姫路市保城198番地９フローラルハイツＨ号、従前の住所兵庫県姫路市船津町5271番地８
債務者　中嶋　美雪（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６６０号
兵庫県加古川市平岡町土山1168番地の１　リベール土山Ⅱ―307号
債務者　寺澤　廣美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７０６号
兵庫県加古川市尾上町口里813番地の11、従前の住所兵庫県加古川市尾上町口里566番地の１　トミーハイツ８―Ｅ号
債務者　藤田　大喜
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７０９号
兵庫県姫路市夢前町寺２番地20、従前の住所兵庫県姫路市夢前町芦田349番地１
債務者　里村　國男
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７１１号
兵庫県姫路市白浜町甲792番地２
債務者　吉岡　文子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７２６号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1617番地１
債務者　大串　英子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７２８号
兵庫県加古川市野口町長砂957番地の１ジーゼット203号
債務者　流田　雅美（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７３９号
兵庫県高砂市中島３丁目４番10号
債務者　アウトレットのトンこと　仲井　啓介
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部